

公害関係法令事務マニュアル  
大気汚染防止法届出の手引き  
(水銀排出施設編)

令和4年4月

宮 城 県

# 目次

はじめに	1
1 定義	1
(1) 水銀等（法第 2 条第 13 項）	1
(2) 水銀排出施設（法第 2 条第 14 項）	1
2 水銀排出施設設置者の義務	1
(1) 設置(法第 18 条の 28), 使用(法第 18 条の 29), 構造等の変更(法第 18 条の 30)の届出	1
(2) 氏名等の変更, 廃止の届出（法第 18 条の 36 第 2 項）	1
(3) 承継の届出（法第 18 条の 36 第 2 項）	1
(4) 水銀排出基準の遵守義務（法第 18 条の 33）	2
(5) 水銀濃度の定期測定義務（法第 18 条の 35, 法施行規則第 16 条の 18）	4
(6) 適用除外（法第 27 条）	5
(7) 要排出抑制施設の設置者の自主的取組（第 18 条の 38 関係）	5
3 届出書の種類と添付書類	6
(1) 届出書の種類	6
(2) 添付書類	6
4 届出書提出先・提出方法	7
(1) 届出の提出先	7
(2) 提出部数（法施行規則第 13 条第 1 項）	7
(3) その他	7
5 届出書作成上の留意事項	8
6 届出書記入例	12
(1) 設置・使用・変更届出書（様式第 3 の 6）	12
(2) 氏名等変更届出書（様式第 4）	16
(3) 使用廃止届出書（様式第 5）	17
(4) 承継届出書（様式第 6）	18
(5) 委任状（任意様式）	20

## はじめに

この手引きは、**仙台市以外**の宮城県内に大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」といいます。）に基づく**水銀排出施設**を設置等しようとする事業者の方を対象としています。

仙台市内で同様のことを行う場合には、仙台市環境局環境部環境対策課（電話 022-214-8222）へご相談ください。

## 1 定義

### (1) 水銀等（法第2条第13項）

この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいいます。

### (2) 水銀排出施設（法第2条第14項）

この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいいます。（2 ページ表 1 参照）

## 2 水銀排出施設設置者の義務

### (1) 設置（法第18条の28）、使用（法第18条の29）、構造等の変更（法第18条の30）の届出

水銀排出施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする場合、又は法令の改正等で既存施設が水銀排出施設となった場合は所定の事項を届け出なければなりません。

※ 受理書（令和 3 年 3 月 30 日付け環対第 596 号）

設置・使用・構造等の変更届出書が提出された後、速やかに書類の形式審査を行います。その結果、不備がなければ受理し、受理書を交付します。

※ 実施の制限（法第 18 条の 32）

届出が受理された日（受理書の交付日）から 60 日間は工事に着手等することができません。ただし、届出書を審査し、その内容が相当であると認められるときは、その実施制限の解除通知をもって制限期間内であっても着手等ができます。

なお、内容を審査した結果、知事が排出基準に適合しないと認めるときは、受理日から 60 日以内に計画変更命令が発せられることがあります。（法第 18 条の 31）

### (2) 氏名等の変更、廃止の届出（法第18条の36第2項）

上記の届出をした者の使命又は名称、住所及び法人にあっては代表者の氏名並びに、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合や届出した水銀排出施設の使用を廃止した場合には、所定の事項を届け出なければなりません。

### (3) 承継の届出（法第18条の36第2項）

次の場合は所定の事項を届け出る必要があります。設置又は使用の届出をした者からその届出に係る水銀排出施設を譲り受け、又は借り受けたりした場合。ただし、届出の義務は、その施設を譲り受け、又は借り受けた個人又は法人が負います。設置又は使用の届出をした者について相続、法人にあっては合併・分割があった場合。ただし、届出の義務は、相続人、合併後存続する法人、若しくは合併により新たに設置した法人又は分割によりその施設を承継した法人が負います。

**(4) 水銀排出基準の遵守義務（法第18条の33）**

水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者は、その水銀排出施設に係る排出基準（表1）を遵守しなければなりません。

なお、知事が排出する水銀濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、施設の構造、使用の方法、水銀の処理の方法について、改善、施設使用の一時停止を命ずることがあります。

表1 水銀排出施設の排出基準（法第18条の27、法施行規則別表第3の3、平成28年9月26日環境省令第22号附則別表第1）

項	施設の種類		規模要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 <sup>(注1)</sup> ( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	
				施設設置年月日	
				～ <sup>(注2)</sup> H30.3.31	H30.4.1 ～
1	小型石炭混焼ボイラー <sup>(注4)</sup>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝熱面積 10 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・燃焼能力 10L/h<sup>(注3)</sup> 以上</li> </ul>	15 (On=6%)	10 (On=6%)
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー		<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝熱面積 10 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・燃焼能力 50L/h<sup>(注3)</sup> 以上</li> </ul>	10 (On=6%)	8 (On=6%)
3	一次施設	銅又は工業金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉</li> <li>●金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料処理能力 1t/h 以上</li> </ul> </li> <li>●金属の精錬の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・火格子面積 1 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・羽口面断面積 0.5 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・燃焼能力 50L/h<sup>(注3)</sup> 以上</li> <li>・変圧器定格容量 200kVA 以上</li> </ul> </li> </ul>	30	15
4		鉛又は亜鉛		50	30
5	二次施設	銅、鉛又は亜鉛		400	100
6		工業金		<ul style="list-style-type: none"> <li>●銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び平炉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料処理能力 0.5t/h 以上</li> <li>・火格子面積 0.5 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・羽口面断面積 0.2 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・燃焼能力 20L/h<sup>(注3)</sup> 以上</li> </ul> </li> <li>●鉛の二次精錬の用に供する溶解炉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼能力 10L/h<sup>(注3)</sup> 以上</li> <li>・変圧器定格容量 40kVA 以上</li> </ul> </li> <li>●亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料処理能力 0.5t/h 以上</li> </ul> </li> </ul>	50

7	セメントの製造の用に供する焼却炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火格子面積 1 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・燃焼能力 50L/h (注3) 以上</li> <li>・変圧器定格容量 200kVA 以上</li> </ul>	80 (注7) (On=10%)	50 (On=10%)
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉, 産業廃棄物焼却炉, 下水汚泥焼却炉)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火格子面積 2 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・焼却能力 200kg/h 以上</li> </ul>	50 (On=12%)	30 (On=12%)
9	水銀含有汚泥等の 焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物(注5) 又は水銀含有再生資源(注6) を取扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。)	100 (On=12%)	50 (On=12%)

### 備考

- 1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第 1 の 3 の項から 5 の項までに掲げる施設及び 14 の項に掲げる施設のうち硫化鉱の重量の割合が 50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が 50%である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。
- 2 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第 1 の 3 の項から 5 の項までに掲げる施設及び 14 の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。
- 3 この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び 3 の項から 6 の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

$$- C = Cs$$

$$= C = \frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs$$

この式において、C、On、Os 及び Cs は、それぞれ次の値を表すものとする。

C : 水銀等の量 (µg)

On : 標準酸素濃度 (%)

Os : 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が 20%を超える場合にあつては 20%とする) (%)

Cs : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの (µg)

- 4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

(注 1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修 (施設規模が 5 割以上増加する構造変更) をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注 2) 施工日において現に設置されている施設 (設置の工事が着工されているものを含む。)

(注 3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの。

(注 4) バーナーの燃料の燃焼能力が 10 万 L/h 未満のもの。

(注 5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注 6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注 7) 経過措置 : 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140µg/N m<sup>3</sup>。

**(5) 水銀濃度の定期測定義務（法第18条の35，法施行規則第16条の18）**

水銀排出者は、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、3年間保存しておかなければなりません。測定頻度については、表2のとおりです。また、測定方法については環境省告示第94号（平成28年9月26日）により定められています。

なお、水銀濃度測定結果の記録は、法施行規則様式第7の2による水銀濃度測定記録表、又は計量法第107条の登録を受けた者から交付を受けた水銀濃度の測定結果等についての証明書によるものである必要があります。

水銀濃度測定の実施については、計量法に基づく計量証明事業所に相談してください。

表2 定期測定の頻度（大気汚染防止法施行規則第16条の18）

施設の規模	測定頻度（回数）
排出ガス量が4万N m <sup>3</sup> /h以上の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量が4万N m <sup>3</sup> /h未満の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
別表第三の三の三の項及び四の項に掲げる水銀排出施設のうち、専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
別表第三の三の五の項に掲げる水銀排出施設のうち、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

（注1）水銀排出施設が、連続する3年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、3年を超えない期間に1度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、当該要件を満たしていることを確認すること（当該期間において、当該施設について法第18条の30の規定による構造等の変更の届出を行わない場合又は水銀排出施設への投入物に大幅な変更がない場合に限る。）。

- 一 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること
- 二 定期測定の結果（法施行規則第16条の18第3号の規定による再測定を行った場合は、同条第4号の規定による測定の結果）の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1 m<sup>3</sup>につき、50 µg未満である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの
- 三 定期測定の結果（法施行規則第16条の18第3号の規定による再測定を行った場合は、同条第4号の規定による測定の結果）の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1 m<sup>3</sup>につき、50 µg以上である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ、温度が0度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1 m<sup>3</sup>につき、粒子状水銀の量が2.5 µg未満であるもの

（注2）排出ガス量は、湿り排出ガス量で判断する。（環境省 水銀大気排出規制に関する主な質疑応答（平成30年3月更新））

【定期測定結果の評価について（法施行規則第 16 条の 18 第 3、4 項）】

- ① 定期測定の結果が排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、次の期間内に 3 回以上測定（以下「再測定」という。）を行い、その結果を得ること。
  - イ 定期測定の結果が排出基準の 1.5 倍を超える場合 定期測定の結果を得た日から起算して 30 日
  - ロ イ以外の場合 定期測定の結果を得た日から起算して 60 日※なお、定期測定の結果が出た時点で定期点検等のため休止している場合や、自然災害等によるやむを得ない場合は、上記の限りではなく、また再測定のみを目的に施設を稼働する必要はないが、県に相談するとともに、できる限り速やかに再測定を行うこと。
- ② 再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除く全ての測定値の平均値とする。また、当該測定結果が排出基準を超過した場合には、直ちに県に報告すること。

**(6) 適用除外（法第27条）**

上記(1), (2), (3)の届出は、次の施設に該当する場合は不要です。ただし、それぞれの法律に基づく所定の手続きは必要です。

- ① 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号に規定される電気工作物
- ② ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定されるガス工作物
- ③ 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の経済産業省令で定める施設

**(7) 要排出抑制施設の設置者の自主的取組（法第18条の37関係）**

水銀排出施設を除く水銀等の排出量が相当程度多い施設で、その排出を抑制することが適当である要排出抑制施設を設置している者は、当該施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及び評価を公表しなければなりません。

表 3 要排出抑制施設（法施行令第 10 条の 3、法施行令別表第 4 の 2）

項番号	施設の種類
1	製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

### 3 届出書の種類と添付書類

#### (1) 届出書の種類

表4 水銀排出施設に係る届出一覧

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	様式
水銀排出施設設置届出 (法第18条の28第1項)	水銀排出施設を設置しようとする場合	工事着工予定日の60日前まで	・様式第3の6 ・別紙1 ・別紙2
水銀排出施設使用届出 (法第18条の29第1項)	大気汚染防止法の改正等により、すでに設置している(設置工事中も含む)施設が、水銀排出施設となった場合	水銀排出施設となった日から30日以内	・別紙3
水銀排出施設変更届出 (法第18条の30第1項)	設置(使用)届出を行った水銀排出施設の構造, 使用の方法, 処理の方法を変更しようとする場合	工事着工予定日の60日前まで	
氏名等変更届出 (法第18条の36第2項)	以下の事項に変更があった場合 ①届出者の氏名又は名称及び住所, 人にあつてはその代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地	変更した日から30日以内	・様式第4
水銀排出施設使用廃止届出 (法第18条の36第2項)	水銀排出施設の使用を廃止した場合	使用を廃止した日から30日以内	・様式第5
承継届出 (法第18条の36第2項)	設置(使用)届出を行った者からその届出に係る水銀排出施設を譲り受け, 借り受け, 相続, 合併又は分割によって, その地位を承継した場合	承継があった日から30日以内	・様式第6

#### (2) 添付書類

図面は、主要寸法を記入し、A4 又は A3 の大きさに縮小したもの、あるいは既存図面等を用いてください。

- ① 工場・事業場への案内図(付近の見取図)
- ② 水銀排出施設, 処理施設の位置を示した工場・事業場内の配置図
- ③ 水銀排出施設及び処理施設の構造及び主要寸法を記入した概要図(送風機, 排風機の位置又は空気に接する面の面積を求める根拠となった面を記載するとともに排出口までの経路も記載すること。)
- ④ 水銀の排出の方法(水銀排出の系統図)
- ⑤ 水銀の排出及び処理に係る操業の系統の概要
- ⑥ 排出ガスの測定口の位置図
- ⑦ 緊急連絡用の電話番号, その他連絡方法
- ⑧ 水銀濃度を説明する資料(計算により求めた濃度を記載した場合には根拠資料, 測定値である場合には分析結果表等)
- ⑨ その他審査に必要な参考書類



## 4 届出書提出先・提出方法

### (1) 届出の提出先

問い合わせ ・提出先	郵便 番号	住所	電話 番号	所管 区域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224- 53-3118	白石市, 角田市, 刈田郡 (蔵王町, 七ヶ宿町), 柴田郡(大河原町, 村田 町, 柴田町, 川崎町), 伊具郡(丸森町)
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目8-15	022- 363-5506	塩竈市, 多賀城市, 富谷 市, 宮城郡(松島町, 七 ヶ浜町, 利府町), 黒川 郡(大和町, 大郷町, 大 衡村)
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目1-18	0223- 22-6295	名取市, 岩沼市, 亶理郡 (亶理町, 山元町)
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目1-1 (大崎合同庁舎内)	0229- 87-8002	栗原市, 大崎市, 加美郡 (色麻町, 加美町), 遠 田郡(涌谷町, 美里町)
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7 (石巻合同庁舎内)	0225- 95-1418	石巻市, 登米市, 東松島 市, 牡鹿郡(女川町)
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目3- 3	0226- 22-5127	気仙沼市, 本吉郡(南三 陸町)
(参考) 仙台市 環境対策課 大気係	980-8671	仙台市青葉区二日町6番 12号MSビル二日町	022- 214-8222	仙台市

### (2) 提出部数(法施行規則第13条第1項)

提出部数は正本1部, 写し1部です。なお, 届出書の写しは事業所において保管しておいでください。

### (3) その他

届出書の用紙は, 各保健所環境廃棄物班又は県庁環境生活部環境対策課にあります。

宮城県のホームページからダウンロードして使用することもできます。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-taiki.html>)

フレキシブルディスク等による届出も可能ですが, 詳細については, 管轄の保健所のお問い合わせください。

## 5 届出書作成上の留意事項

下表及び13ページ以降の記載例を参考に届出書を作成してください。

<b>【共通事項】</b>
(1) 届出は、施設ごとに記載してください。ただし、2つ以上の施設であっても同一工場・事業場にあり、かつ、同一種の施設については一つの届出書で済ませることができます。この場合は基数を明示してください。 (2) 届出者は、法人にあっては法人の代表者にしてください。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は、委任状を添付してください。委任した工場長等が交代した場合には氏名等変更届の提出時に新たな委任状が必要です。 (3) 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
<b>【設置・使用変更届出書（様式第3の6）】</b>
(4) 表題，適用条文 不要な文字は抹消してください。 (5) 届出者 法人の場合，その名称，本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載してください。 (6) 工場又は事業場の名称 個人営業の場合は屋号を記載してください。 (7) 工場又は事業場の所在地 郵便番号も記載してください。 (8) 水銀排出施設の種類 施行令別表第3の3に係る項番号，名称及び基数を記載してください。
<b>【設置・使用変更届出書（別紙1,2）】</b>
(9) 工場又は事業場における施設番号 ・届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載してください（番号等は重複しないようにしてください。また，一連番号などわかりやすいように記載してください。）。 ・当該番号は別紙1，別紙2及び別紙3で同一番号を記入してください。 (10) 名称及び型式 当該施設の製造会社名，種類，名称及び型式を具体的に記載してください。 (11) 設置年月日 当該施設の設置年月日を記載してください（変更又は使用届出の場合のみ該当）。 (12) 着手予定年月日 当該施設の関係工事（基礎工事を含む）に着する予定年月日を記載してください（使用届出の場合は，記載する必要はありません。）。 (13) 使用開始予定年月日 当該施設の使用開始予定年月日を記載してください（使用届出の場合は，記載する必要はありません。）。 (14) 原材料（水銀等の排出に影響のあるものに限る。） ・種類の欄には，当該施設等において使用する原料・原材料のうち水銀等の発生・排出に影響を及ぼすもののみ，原材料の種類を具体的に記載する。 ・使用割合の欄には，種別にその割合を重量比%又は容積比%の別を明示して記載してください。 ・1日の使用量の欄は，原材料の1日当たりの最大及び通常使用量を種類別に単位を付して記載してください。

(15) 規模

次表を参照して、当該水銀排出施設が該当する規模の欄に記入してください。

施行規則別表 第三の三の施設  施行令 別表第一 等の 区分  記載すべき規模欄	一 項 及 び 二 項 の 施 設	三 項 及 び 四 項 〃			五 項 〃				六 項 〃		七 項 〃	八 項 〃	九 項 〃	
	一 項	三 項 及 び 四 項	五 項	十 四 項	三 項 及 び 四 項	五 項	十 四 項	二 四 項	D X N 法	三 項 及 び 四 項	五 項	九 項	十 三 項 他	廃 棄 物 処 理 法 他
伝熱面積	◎													
燃料の燃焼能力（重油換算）	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	◎		○	◎	◎	○	○
原材料の処理能力		◎	○	◎	◎	○	◎		◎	◎	○	○		
火格子面積又は羽口面断面積			◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	○
変圧器の定格容量			◎			◎		◎			◎	◎		
焼却能力													◎	○

◎：規模要件に係る規模欄      ○：規模要件以外の参考値を記入する規模欄

- ・燃料の燃焼能力において、重油でない燃料については、液体燃料は10L、ガス燃料は16 m<sup>3</sup>、固体燃料は16kgが重油10Lに相当するものとして、重油換算した量を記入してください。
- ・施行規則別表第3の3第1項に係る施設については「燃料の燃焼能力」の欄を必ず記載してください。
- ・施行令別表第1の5項及び14項の施設については、火格子面積と羽口面断面積の別を○で囲んだうえで面積を記入してください。

(16) 1日の使用時間及び月使用日数等

当該施設等を最も多く使用する期間における平均使用状況を記載してください。

(17) 排出ガス量 (Nm<sup>3</sup>/h)

- ・「実測値」、 「計画値」 及び「燃料使用量からの算出値」のうち当該施設を定格能力で運転するときの排出ガス量（すなわち最大のもの）を記載してください。
- ・湿りガス量と乾きガス量をそれぞれ記載してください。

(18) 水銀濃度 (μg)

一施設で複数の排出口を有する場合は、それぞれについて記載してください。設置の届出の時点で実測値が得られない場合は、設計値等が記載された届出を受理することでも差し支えありません。ただし、定期測定の結果と設計値等が大きく異なる場合には、変更届を提出してください。

なお、当該「水銀濃度」欄は、平常時の平均的な排出状況における複数の測定結果の平均値又はこれらの結果について幅記載することでも差し支えありません。

(19) 参考事項

- ・ごく短時間に特異的に高濃度の排出が生じる場合等が想定される場合には、その理由と内容を記載してください。
- ・水銀処理施設を設置しない場合には、処理施設を設置しなくとも排出基準に適合できる旨を説明するため、水銀排出の抑制のために採っている方法を記載してください。

【設置・使用変更届出書（別紙3）】

- (20) 水銀処理施設の工場又は事業場における施設番号  
処理施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載してください（番号等は重複しないようにしてください。また、一連番号等などわかりやすいように記載してください。）。  
注）処理施設とは、水銀等の処理を行う施設をいいます（以下同じ）。
- (21) 処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号  
当該処理施設に接続されている排出施設の基数、名称及び施設番号を記載してください。ただし、他に当該処理施設を共用する施設がある場合には、その施設の基数、名称及び施設番号も併記してください。
- (22) 水銀の処理施設の種類、名称及び型式  
当該処理施設の種類、名称及び型式を具体的に記載してください。
- (23) 設置年月日  
当該処理施設の設置年月日を記載してください。（変更又は使用届出の場合のみ該当）
- (24) 着手予定年月日  
当該処理施設の関係工事（基礎工事を含む）に着する予定年月日を記載してください（使用届出の場合は、記載する必要はありません。）。
- (25) 使用開始予定年月日  
当該処理施設の使用開始予定年月日を記載してください（使用届出の場合は、記載する必要はありません。）。
- (26) 処理能力
- ① 排出ガス量（N m<sup>3</sup>/h）  
湿りガス量と乾きガス量をそれぞれ記載してください。
  - ② 水銀濃度（ $\mu\text{g}$ ）処理前・処理後
    - ・当該処理施設で処理する水銀の湿り排出ガス中濃度（処理前：入口，処理後：出口）を記載してください。排出ガス中濃度は、メーカー保証値，測定値等を用いることとし、いずれであるかを明記してください。メーカー保証値である場合には根拠資料を添付してください。測定値である場合には分析結果表等を添付してください。
    - ・処理前の水銀濃度が施設の構造上の理由などにより測定が不可能な場合においては空欄でも差し支えありません。
  - ③ 捕集効率（%）
    - ・処理効率は、メーカー保証値，測定値等を用いることとし、いずれであるかを明記してください。メーカー保証値である場合には根拠資料を添付してください。測定値である場合には分析結果表等を添付してください。
    - ・捕集効率が施設の構造上の理由などにより測定が不可能な場合においては空欄でも差し支えありません。
  - ④ 排ガス温度  
処理前については処理施設入口の平均温度，処理後については処理施設出口の平均温度を記載してください。

【氏名等変更届出書（様式第4）】

- (27) 不要な文字を抹消してください。
- (28) 届出者に係る代表者名は、法人の代表者の氏名変更の場合は、変更後のものを記載してください。
- (29) 変更年月日については、記載例の場合、 $\Delta\Delta$   $\Delta\Delta$ が新代表取締役役に就任した日を記載してください。
- (30) 相続又は合併による場合は、「氏名又等変更届出書」と併せて、後掲「承継届出書」も提出してください。

【使用廃止届出書（様式第5）】

- (31) 不要な文字を抹消してください。
- (32) 届出者の欄は、施設を廃止した事業場又は工場でなく、本社又は本店等の住所を記載してください。個人の場合は、住所、氏名を記載してください。法人の場合は、名称、及び代表者の氏名を記載してください。
- (33) 工場又は事業場の名称の欄は、施設を設置していた事業所の名称を記載してください。
- (34) 施設の種類欄は、令別表第1の2及び名称並びに施設番号、名称を記載してください。
- (35) 使用廃止の年月日の欄は実際に使用の廃止をした年月日を記載してください。

**【承継届出書（様式第6）】**

- (36) 不要な文字を抹消してください。
- (37) 届出者の欄は、施設を承継した(譲受けた)事業所又は工場の本社又は本店等の住所を記載してください。個人の場合は、氏名又は名称及び住所を記載してください。法人の場合は、名称、及び代表者の氏名を記載してください。
- (38) 工場又は事業場の名称の欄は、施設の設置されている工場名等を記載してください。
- (39) 工場又は事業所の所在地の欄は、(37)の住所を記載してください。
- (40) 施設の種類欄は、令別表第3の3の番号及び名称並びに施設番号及び名称を記載してください。なお、施設が、複数の場合は別紙に記載しても良いです。
- (41) 施設の設置場所の欄は、(39)の施設が設置されている場所名を記載してください。  
(例：仙台工場A棟北側) なお、(39)と同様に別紙に記載しても良いです。
- (42) 承継の年月日の欄は、譲受け、借受け等の年月日を記載してください。
- (43) 被承継者の氏名又は名称の欄は、譲受け、又は借受けられる者の氏名等を記載してください。
- (44) 承継の原因の欄は、譲受け、借受け、相続、合併等を記載してください。

※『使用』及び『構造等変更』の届出時にも同様に記載してください。

## 6 届出書記入例

### (1) 設置・使用・変更届出書（様式第3の6）

該当する事項以外を二重線で抹消，若しくは該当事項を丸で囲んでください。

水銀排出施設設置（~~使用・変更~~）届出書

令和〇年〇月〇〇日

宮城県知

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を，法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者の氏名も記載してください。

〇〇〇-〇〇〇〇  
 △△市△△町△△1丁目2番3号  
 □□株式会社  
 代表取締役 □□□□  
 電話番号 △△△△-△△-△△△△

該当する事項以外を二重線で抹消，若しくは該当事項を丸で囲んでください。

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）

大気汚染防止法第18条の28第1項（~~第18条の29第1項、第18条の30第1項~~）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	□□株式会社 〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△市△△町△△1丁目2番3号	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類	8項 廃棄物焼却炉1基 (〇号焼却炉)	※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。	※備考	
参考事項			

項番号及び名称は2, 3ページの表2を参考に記載してください。

- 備考
- 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
  - 5 受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

変更届の場合のみ、左側の欄に『変更前』の内容を、右側に『変更後』の内容を記載してください。以下別紙 2.3 も同様です。

変更届の場合には、設置年月日を記載してください。

(変更前)

(変更後)

工場又は事業場における施設番号		○号廃棄物焼却炉	
名称及び型式		○○社製○○型 連続式焼却炉	
設置年月日	令和○年○月○日	年	この欄は他の水銀排出施設 (過去に廃止した施設も含みます。)と明確に区別できるような番号や名称を届出者が任意で設定して記載してください。以下別紙 2, 3 も同様です。
着手予定年月日	令和○年○月○日	年	
使用開始予定年月日	令和○年○月○日	年	
規模	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )		備考 1 に注意して記載してください。
	燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )	○○ m	
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	焼却能力 (kg/h)	○○○○ kg/h	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・例として廃棄物焼却炉の場合を記載していますが、施設によって該当する欄に記載してください。</li> <li>・どの欄に該当するかは 9 ページ (14) を参照してください。</li> </ul>	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 3 の 3 の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		○号廃棄物焼却炉			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	○○時～○○時 ○時間/回 ○回/日 ○日/月			
	季節変動	○月～○月 休止			
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	木くず, 紙くず			
	使用割合	木くず ○○wt% 紙くず ○○wt%			
	原材料中の水銀等含有割合	木くず : 〇.〇〇 mg/kg 紙くず : 〇.〇〇 mg/kg			
	1日の使用量	最大〇〇t/d, 通常〇〇t/d			
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	A重油			
	燃料中の水銀等の含有割合	〇.〇〇mg/kg			
	通常の使用量	〇〇L/h			
	混焼割合				
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)		湿り	最大〇,〇〇〇	通常〇,〇〇〇	最大
		乾き	最大〇,〇〇〇	通常〇,〇〇〇	最大
排出ガス中の酸素濃度 (%)		〇.〇 %			
水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	全水銀	〇.〇〇μg/m <sup>3</sup>			
	ガス状水銀	〇.〇〇μg/m <sup>3</sup>			
	粒子状水銀	〇.〇〇μg/m <sup>3</sup>			
参 考 事 項					

・ 該当がある場合のみ記載してください。  
 ・ 廃棄物焼却炉の場合は焼却物について記載してください。  
 ・ 原材料中の成分は重量比なのか容積比なのか明らかにしてください。

・ 水銀処理施設がある場合は、『処理後』排出口での濃度を記載してください。  
 ・ 集合煙突であっても、水銀排出施設1基ごとに記載してください。

- 備考 1 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
- 3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。



水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		○号処理施設	○号煙突	
処理に係る水	番号	○号廃棄物焼却炉	○号焼却炉	
水銀等の	型式	〇〇社製〇〇型ろ過集じん機	○号独立煙突	
設 着 手 使 用	日	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	日	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	日	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
処 理 能 力	排出量	最大○,○○○通常○,○○○	最大○,○○○	
	排出ガス温度(℃)	処理前 ○○℃ 処理後 ○○℃	○○℃ ○○℃	
能 力	排出ガス中の酸素濃度(%)		○.○%	
	水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	全水銀	処理前	○.○○μg/m <sup>3</sup>
			処理後	○.○○μg/m <sup>3</sup>
		ガス状水銀	処理前	○.○○μg/m <sup>3</sup>
			処理後	○.○○μg/m <sup>3</sup>
	粒子状水銀	処理前	○.○○μg/m <sup>3</sup>	
処理後		○.○○μg/m <sup>3</sup>		
捕集効率(%)	全水銀		○○%	
	ガス状水銀		○○%	
	粒子状水銀		○○%	
状 況	○○時～○○時 ○時間/回 ○回/日 ○日/月		○○時～○○時 ○時間/回 ○回/日 ○日/月	
	季 節 変 動			

・他の水銀処理施設と明確に区別できるような番号や名称を届出者が任意で設定し記載してください。  
 ・『サイクロン』, 『集合煙突』, 『排煙脱硫装置』等のように記載してください。

備考1に注意して記載してください。

処理前は『処理施設の入口の状態の濃度』を, 処理後は『処理施設の出口の状態の濃度』を記載してください。

捕集効率(%) = (処理前濃度 - 処理後濃度) ÷ 処理前濃度 × 100

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設(集じん機等)について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

(2) 氏名等変更届出書 (様式第4)

様式第4

氏名等変更届出書

○年○月○日

宮城県知事 殿

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者の氏名を記載してください。

届出書

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇市〇〇町〇〇1丁目2番3号  
 △△株式会社  
 代表取締役 △△ △△  
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

不要な文字は抹消してください。

~~氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)~~の規定により、次のとおり届け出ます。

(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)	の別	ばい煙発生施設 水銀排出施設	※整理番号	
	変更内容	変更前 代表取締役 □□ □□	※受理年月日	年 月 日
		変更後 代表取締役 △△ △△	※施設番号	
変更年月日		令和○年○月○日		
変更の理由		新たに△△△△が代表取締役に就任したため。	※備考	

他施設の変更がある場合は併せて記載してください。

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(3) 使用廃止届出書 (様式第5)

様式第5

使用 廃 止 届 出 書

〇年〇月〇日

宮城県知事 殿

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者の氏名も記載してください。

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇市〇〇町〇〇1丁目2番3号  
 △△株式会社  
 代表取締役 △△ △△  
 電話番号 □□□-□□□□-□□□□

不要な文字は抹消してください。

~~ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。~~

(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)	の別	水銀排出施設	※ 整理番号	
工場又は事業場の名称		△△株式会社〇〇工場	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△市□□町4丁目5番6号	※ 施設番号	
施設の種類		8項 廃棄物焼却炉1基 (〇号焼却炉)	※ 備考	
施設の設置場所		△△市□□町4丁目5番6号		
使用廃止の年月日		令和〇年〇月〇日		
使用廃止の理由		施設の老朽化のため		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(4) 承継届出書 (様式第6)

様式第6

承 継 届 出 書

〇年〇月〇日

官 城 県 知 事 殿

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者の氏名も記載してください。

出書

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇市〇〇町〇〇1丁目2番3号  
 △△株式会社  
 代表取締役 △△ △△  
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

不要な文字は抹消してください。

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)に係る届出者の地位を承継したので、~~大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)~~の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	水銀排出施設	※整理番号
工場又は事業場の名称		△△株式会社〇〇事業所 受理年月日 日 在 地 〇〇	年 月 日 ※受理年月日
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△市〇〇町4丁目5番6号	※施設番号
施設の種類		廃棄物焼却炉 1基	※備 考
施設の設置場所		△△市〇〇町4丁目5番6号	
承継の年月日		令和〇年〇月〇日	
被承継者	氏名又は名称	有限会社〇〇 代表取締役〇〇〇〇	
	住所	〇〇市△△町7丁目8番9号	
承継の原因		経営統合による	

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定

粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(5) 委任状 (任意様式)

## 委 任 状

私は、当社〇〇(事業所名等) 工場長 △△ □□ (氏名)を代理人と定め下記の権限を委任します。

記  
〇〇(事業所名等)における「〇〇〇〇〇〇法」に関する届出の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出書 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇市〇〇町〇〇1丁目2番3号  
△△株式会社  
代表取締役 △△ △△